令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令要

綱

令和六年能登半島地震による災害による申請等の義務の不履行について、 当該義務の根拠となる法令

の条項ごとに、新たな免責に係る期限を次のとおり定めること。

両法第十二条第一項の規定による申請等の義務の不履行について、

免責に係る期限は令和

六年六月三十日とする。(第一条関係)

道路

運送車

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十一条第一項の規定による書類の作成等の

義務の不履行について、 免責に係る期限は令和六年七月三十一日とする。 (第二条関係

三 宗教法人法第二十五条第一項の規定による毎会計年度終了後の財産目録及び収支計算書の作成等の義

務の不履行について、免責に係る期限は令和六年十月三十一日とする。 (第三条関係)

第二 この政令は、公布の日から施行すること。 (附則関係)